

自転車通学に関する決まり

岩倉高等学校 生徒指導部

- ①通学経路を届け出ること
- ②保険加入有・防犯登録（車体番号有）してある自転車であること
- ③自転車は校内の所定の自転車置き場におき、学校周辺の道路等に駐輪しないこと
※スタンドで立てて駐輪できる自転車に限る
- ④自転車の管理責任は各個人で行うこと
(ロック・ベル・ライト・ブレーキなどの安全点検を怠らないこと)
- ⑤交通法規を守ること（自転車の通行等に関する規定）
・信号無視・二人乗り・並走・右側通行・片手運転・傘差し運転・無灯火走行
・一時停止義務違反・運転中の携帯電話使用・指定歩道以外の歩道通行等は厳禁
- ⑥事故が発生した場合は、被害者・加害者を問わず、学校及び関係諸機関に報告すること
- ⑦生徒指導部係からステッカーを受け取り、自転車後部わかりやすいところに貼付けること
- ⑧ステッカーを損失あるいは自転車を買い換えた場合には、再度申請し、ステッカーの再交付を受けること（2枚目以降は実費・130円）
- ⑨ステッカーは卒業まで有効とし、卒業後は各自の責任の下、廃棄すること
- ⑩自転車保険加入者証または受領書のコピーを提出すること
- ⑪提出先 担任 → 生徒指導部（豊田）
.....き.....り.....と.....り.....

自転車通学届け出書

年 月 日

生徒氏名	科	年	組	番	保護者氏名	印
住 丁						
所						
TEL ()						
自転車通学経路・区間距離片道km						
自 宅 →						
→ 学 校						
約 k m						
防犯登録番号				車体特徴(メーカー・色)		
担任・生徒指導部印・ステッカー番号						
担 任	担 任	生徒指導部	生徒指導部	ステッカー番号	(生徒指導部で記入)	